

食品安全情報（化学物質） No. 11/ 2015 (2015. 05. 27)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部
(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

【WHO】

1. 世界保健統計は 194 ヶ国のグローバルヘルス目標について報告
2. 国際がん研究機関（IARC）はがん研究の 50 年を祝福する
3. コーデックス委員会：ドゥーグの地域規格案を提案

【EC】

1. ある種の食品の原産地表示の影響を探る報告書
2. 「内分泌攪乱物質：定義基準と関連影響会議
3. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

【EFSA】

1. 食品添加物としてのクロロフィル(E 140(i))の再評価に関する科学的意見
2. 食品添加物としてのクロロフィリン(E 140(ii))の再評価に関する科学的意見
3. 食品添加物としてのアスコルビン酸(E 300)・アスコルビン酸ナトリウム(E 301)・アスコルビン酸カルシウム(E 302)の再評価に関する科学的意見
4. ファットスプレッドにローズマリー抽出物(E 392)の使用拡大
5. 健康強調表示関連
6. 飼料添加物関連

【FSA】

1. 2015 年 6 月 2 日までチアシードについての意見募集
2. Wine Society はボトルが割れる可能性があるため Prosecco ワインをリコール
3. FSA 理事会のペーパー発表

【HSE】

1. PRiF（Pesticide Residues in Food）：2016 計画

【NHS】

1. Behind the headlines：オレンジジュースが脳のパワーを増やすことは証明されていない

【BfR】

1. EU の委員会は植物保護製品の有効成分評価の重要問題について議論する
2. 葉酸塩と葉酸に関する FAQ

【FAI】

1. 食品のマーケティング用語の使用についての新しいガイダンス

【FDA】

1. FDA は動物の抗菌剤販売と使用データを集める規則を提案
2. 警告文書

【USDA】

1. ARS ミツバチの調査：冬の消失は少なく、夏の消失は多く、年間総消失は増えた
2. AA Poultry Processing 社は未承認物質の使用により鶏及び七面鳥製品をリコール

【CPSC】

1. 連邦判事は Zen Magnets に危険な回収対象磁石の販売を止めるよう命令

【FTC】

1. FTC はサプリメントで 40 才以上の女性の減量、脂肪減少、代謝向上すると誤解を招く

主張をしていた販売業者を訴える

2. FTC はサボテンジュース詐欺の被害者に 300 万ドルを返却

【CFIA】

1. 食品表示を改善し食品表示システムを近代化するための意見募集

【FSANZ】

1. 食品基準通知

【TGA】

1. 安全性警告

【MFDS】

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果

2. 説明資料（最近一部のメディア「白首烏（ペクスオ）などの複合抽出物」の機能性認定関連）

3. 説明資料（ノーカットニュース「食品医薬品安全処、4年前白首烏（ペクスオ）栽培農家の異葉牛皮消（*Cynanchum auriculatum*）漢方薬認可要求を却下」の記事に関連して）

4. 説明資料（ノーカットニュース「食品医薬品安全処長が替わると異葉牛皮消も有害→無害」の記事に関連して）

5. 説明資料（明日新聞「偽白首烏安全性、真実ゲーム」の記事に関連して）

6. 日本、韓国の日本産水産物などの輸入規制措置に関連して WTO に二者協議の要請

7. 「食品衛生法」など 4 つの改訂法律案及び 1 つの制定法律案の閣議通過

【FSSAI】

1. 食品安全基準法のもと違反品のリコール

【その他】

・食品安全関係情報（食品安全委員会）から

・(ProMED-mail) タリウム中毒—レバノン：シリアから

・(ProMED-mail) 中毒、ダイエット錠剤—中国から英国：致死性

・(ProMED-mail) 鉛中毒 ナイジェリア：(NI)子ども、致死性

● 世界保健機関（WHO：World Health Organization）<http://www.who.int/en/>

1. 世界保健統計は 194 ヶ国のグローバルヘルス目標について報告

World Health Statistics reports on global health goals for 194 countries

13 May 2015

<http://www.who.int/mediacentre/news/releases/2015/world-health-statistics-2015/en/>

2015 年は国連ミレニアム開発目標（MDGs）の最終年である。本日 WHO が発表した世界保健統計（*World Health Statistics*）では各国の健康関連目標の達成度を評価している。

今年末まで現在の傾向が続けば、HIV 流行、マラリアと結核、安全な飲料水の目標は達成できるだろう。また子どもの栄養不良、母子の死亡、基本的衛生についても進歩があった。9 月には MDG の次の目標を決定する。

*World Health Statistics 2015

http://www.who.int/gho/publications/world_health_statistics/2015/en/

2. 国際がん研究機関 (IARC) はがん研究の 50 年を祝福する

IARC celebrates 50 years of cancer research

15 May 2015

http://www.iarc.fr/en/media-centre/pr/2015/pdfs/pr233_E.pdf

－IARC 誕生 50 周年を記念して新しい本を発表－

「International Agency for Research on Cancer: The First 50 Years, 1965–2015」

IARC が生まれたのは 1965 年 5 月 20 日の世界保健総会である。この本では、世界のがんの実態を示す、がんの原因を特定する、がんの予防と早期発見へのアプローチを評価するなどの IARC の研究テーマの起源とその後の発展について記す。

また記念のシンポジウムがリヨンで開催され、モロッコが 25 ヶ国目の、アフリカからは最初の IARC 参加国となったことも祝福した。

3. コーデックス委員会：ドゥーグの地域規格案を提案

Proposed draft Regional Standard for Doogh

20/05/2015

<http://www.codexalimentarius.org/roster/detail/en//c/287848/>

コーデックス近東地域調整部会において、イラン、アフガニスタン、アルメニア、イラク、シリアでよく飲まれるヨーグルトベースで、しばしば炭酸入りミント風味の飲料である「ドゥーグ (Doogh)」の地域規格が検討された。コーデックスでは通常この種の作業を行う際には小規模ワーキンググループを設置し、案を作成して意見を求める。ドゥーグについては、エジプト、イラン、イラク、ヨルダン、米国及びいくつかのオブザーバーが参加する電子作業部会で作業した。そして、可能な限り発酵乳の個別規格 (CODEX STAN 243-2003) に準拠するよう努めた。この提案は本年 6 月に開催される第 8 回コーデックス近東地域調整部会で検討される。食品の安全性と品質についての規格を統一することは貿易を改善し消費者に信頼を与える。

●欧州委員会 (EC : Food Safety: from the Farm to the Fork)

http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm

1. ある種の食品の原産地表示の影響を探る報告書

European Commission - Daily News

Reports explore potential impact of new origin labelling for certain foods

20 / 05 / 2015

http://europa.eu/rapid/press-release_MEX-15-5011_en.htm

乳製品とマイナー肉の産地表示義務化に関する報告書を発表した。

* Origin labelling for milk, milk used as an ingredient in dairy products and types of meat other than beef, swine, sheep, goat and poultry meat

http://ec.europa.eu/food/food/labellingnutrition/foodlabelling/index_en.htm#milk

2. 「内分泌攪乱物質：定義基準と関連影響会議」

- Conference "Endocrine disruptors: criteria for identification and related impacts"

http://ec.europa.eu/health/endocrine_disruptors/events/ev_20150416_en.htm

2015年6月1日、ブリュッセルで開催。プログラム更新。

- Second round table on the impact assessment on criteria to identify endocrine disruptors (Brussels, 24 April 2015)

http://ec.europa.eu/health/endocrine_disruptors/events/ev_20150424_en.htm

2015年4月24日の会議の要約発表。規制影響評価には高度の透明性確保が必要。

3. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2015年第20週～第21週の主な通知内容（ポータルデータベースから抽出）

* 基本的に数値の記載がある事例は基準値超過（例外あり）

* RASFFへ報告されている事例のうち残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

警報通知 (Alert Notifications)

中国産ガラス製マグからのカドミウム(0.52 mg/item)及び鉛(4.0 mg/item)の溶出、フランス産ソバ粉のオクラトキシン A(6.4 - 40 µg/kg)、オランダ経由産出国不明メラミン製ディナー皿からのメラミンの溶出(3.1 mg/kg)、ポーランド経由フランス産ポピーシードのモルヒネ高含有(96.93 mg/kg)、オランダ経由米国産食品サプリメントの2,4-ジニトロフェノール(DNP) (11 mg/kg)、スペイン産チルドメカジキの水銀(2.1 mg/kg)

注意喚起情報 (information for attention)

産出国不明未承認遺伝子組換えパパイヤ、中国産黒いナイロン台所用品からの一級芳香族アミンの溶出(12.9431 mg/kg)、中国産乾燥アオギスフィレの未承認照射、トルコ産乾燥アプリコットの亜硫酸塩非表示(1505 mg/kg)、クロアチア産チルドエビ(Parapenaeus longirostris)の亜硫酸塩高含有(348 mg/kg)、ベルギー経由米国産ピスタチオナッツのアフラトキシン(B1 = 136; Tot. = 144 µg/kg)、ラオス産バジルのカルボスルファン(0.11 mg/kg)

及び未承認物質カルボフラン(1.4 mg/kg)、ベトナム産ケールの未承認物質カルベンダジム(1.12 mg/kg)・クロルフェナピル(0.20 mg/kg)・クロルフルアズロン(0.06 mg/kg) 及び硝酸塩高含有(4700 mg/kg)

フォローアップ用情報 (information for follow-up)

中国産プラスチックボウルからの着色料の溶出、ラトビア産飼料用魚油のダイオキシム(8.6 ng/kg)、フランス産飼料用トウモロコシグルテンのゼアラレノン(4.3 mg/kg)、フランス産液状食品サプリメントの甘味料サッカリン(E954)高含有(143 mg/l)、ドイツ産飼料用魚肉の水銀(0.90 mg/kg)、ドイツ経由インド産バスマティ米のメタミドホス(0.022 mg/kg)

通関拒否通知 (Border Rejections)

インド産バスマティ米の未承認物質カルベンダジム(0.06 mg/kg)、マダガスカル産豆の未承認物質カルバリル(1.73 mg/kg)、エジプト産塩水入りオリーブのクロルピリホス(0.36 mg/kg)及びフェニトロチオン(0.05 mg/kg ; 0.06 mg/kg)、中国産赤米抽出物の未承認照射、トルコ産乾燥レンズマメの未承認物質カルベンダジム(0.024 mg/kg)、米国産食品サプリメントの未承認新規食品成分メシマコブ、エジプト産塩水入りオリーブのダイアジノン(0.023 mg/kg)、トルコ産パプリカのクロルピリホス-メチル(0.606 mg/kg)及びラムダ-シハロトリン(0.273 mg/kg)、トルコ産レモンのビフェニル(3.44 mg/kg ; 0.66 mg/kg)、インド産冷凍生エビの禁止物質ニトロフラン(代謝物質)ニトロフラゾン(SEM) (3.5 µg/kg)、米国産ピスタチオのアフラトキシン(B1 = 220 µg/kg)、中国産ヤマモモのマラチオン(0.047 mg/kg)、ピスタチオナッツのアフラトキシン(B1 = 220; Tot. = 260 µg/kg)、エジプト経由エリトリア産天然黒オリーブ全形のクロルピリホス(0.2 mg/100ml)及びダイアジノン(0.06 mg/kg)、インド産ステンレススチール製ひしゃくからのマンガンの溶出(2.1 mg/kg)、食品と接触する物質としての使用にふさわしくないインド産アクリル皿、トルコ産ペッパーのホルメタネート(0.32 mg/kg)、トルコ産トウガラシのクロフェンテジン(0.17 mg/kg)、エジプト産塩水入り黒オリーブのクロルピリホス(0.19 mg/kg)及びダイアジノン(0.03 mg/kg)

その他アフラトキシン等多数。

● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm

1. 食品添加物としてのクロロフィル(E 140(i))の再評価に関する科学的意見

Scientific Opinion on the re-evaluation of chlorophylls (E 140(i)) as food additives

EFSA Journal 2015;13(5):4089[51 pp.]. 07 May 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4089.htm>

クロロフィル(E 140(i))はこれまで、1969年にFAO/WHO食品添加物専門家会議(JECFA)に、また1975年と1983年、そして幼い子供の特定医療用との関連で1996年に、食品に

関する科学委員会(SCF)により評価された。どちらの委員会も許容一日摂取量(ADI)数値を設定しなかった。現在抽出物の最大 90%までが同定されておらず、クロロフィル(E 140(i))はおそらく通常の食用植物素材やヒト用食品として認められないもの(草、ムラサキウマゴヤシ、イラクサ)から得られているので、規格はクロロフィル(E 140(i))を適切にカバーするために更新されるべきである。クロロフィル(E 140(i))の原料に基づき、パネルは農薬、マイコトキシン、生物活性のある他の成分(たとえば植物エストロゲン類、植物性自然毒、アレルギー源)に関するデータは規格に含まれるべきであり、有害影響(アレルギー活性、内分泌の影響)の可能性を避けるためにできるだけ低く保つべきと結論した。数少ない生物学的データはクロロフィルが人にあまり吸収されず、クロロフィリン(クロロフィルの脱フィチル形)に代謝されないことを示す。パネルは、クロロフィルの入手可能な毒性研究は限られており、経済協力開発機構(OECD)のガイドラインや現行規制の要件に従っていないとみなしたので、ADI を設定することはできなかった。パネルは入手可能なクロロフィルのデータベースはリスク評価に不十分だと結論した。だが、クロロフィルは天然の食事成分で多くの食品に比較的高濃度で存在している。さらに、食品添加物クロロフィル(E 140(i))の使用による暴露量は、通常の食事からのクロロフィルへの暴露量より少ない。それゆえ、報告された使用量では、クロロフィル(E 140(i))は食品添加物として現在使用されていることに関して安全上の懸念ではないと結論した。

2. 食品添加物としてのクロロフィリン(E 140(ii))の再評価に関する科学的意見

Scientific Opinion on re-evaluation of chlorophyllins (E 140(ii)) as food additives

EFSA Journal 2015;13(5):4085 [42 pp.]. 07 May 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4085.htm>

クロロフィリン(E 140(ii))は、食用植物素材やヒト用食品として認められない草、ムラサキウマゴヤシ、イラクサのようなものからの溶媒抽出物して醗化することで得られる。クロロフィリンは食品添加物 E 140(ii)の着色物質の 90%を占め、残りの部分は原料由来のオイル、脂質、ワックスと共にカロテノイドなどの他の色素でできている。「クロロフィリン」とされる多くの研究に使用された素材は、いつもではないが、かなり頻繁にクロロフィリンの銅錯体(E 141(ii))である。吸収、分布、代謝、排泄(ADME)とクロロフィリン(E 140(ii))の毒性に関するデータはない。クロロフィル(E 140(i))に関する入手可能なデータを考慮し、クロロフィリンはクロロフィルの代謝物ではなく、物理化学的性質の違いから、これら 2つの化合物の毒性データの類推 (read-across) は不可能だとパネルは結論した。市場で使用される食品添加物 E 140(ii)を適切に同定するために E 140(ii)の定義と同一性を注意深くレビューする必要がある。適切な ADME と毒性のデータがなく、クロロフィリン(E 140(ii))は通常の食事の天然成分でもヒトのクロロフィル代謝物でもないので、食品添加物としてのクロロフィリン(E 140(ii))の安全性を評価することは不可能だと結論した。

3. 食品添加物としてのアスコルビン酸(E 300)・アスコルビン酸ナトリウム(E 301)・アス

コルビン酸カルシウム(E 302)の再評価に関する科学的意見

Scientific Opinion on the re-evaluation of ascorbic acid (E 300), sodium ascorbate (E 301) and calcium ascorbate (E 302) as food additives

EFSA Journal 2015;13(5):4087 [124 pp.]. 06 May 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4087.htm>

食品添加物としてのアスコルビン酸とその塩の使用は JECFA 及び SCF によって評価された。アスコルビン酸は低用量ではナトリウム依存性能動輸送プロセスによりほぼ完全に腸から吸収され、飽和点に達すると吸収されない物質の量が増えて排出される。アスコルビン酸とその塩は急性毒性が低く、動物での短期テストでは多量でもほとんど影響がない。遺伝毒性の懸念はない。アスコルビン酸での長期発がん性試験では多量でも慢性毒性を示すことはなく、発がん性の兆候も示されなかった。出生前発達試験では発達上の有害影響は示されなかった。混合暴露量を推定した。暴露と毒性に関する適切なデータが入手可能で、有害影響は動物研究では報告されなかったため報告された使用法と使用量では食品添加物としてアスコルビン酸(E 300)・アスコルビン酸ナトリウム(E 301)・アスコルビン酸カルシウム(E 302)の使用に安全性の懸念はなく、アスコルビン酸とその塩の ADI は必要ないと結論した。

4. ファットスプレッドにローズマリー抽出物(E 392)の使用拡大

Extension of use of extracts of rosemary (E 392) in fat-based spreads

EFSA Journal 2015;13(5):4090[22 pp.]. 07 May 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4090.htm>

ローズマリー抽出物(E 392)に関する規則(EC) NO 1333/2008 の Annex II に認可された最大許容量 (MPLs) に基づく暴露評価と、ファットスプレッドへの使用拡大 (申請: 30 mg/kg、100 mg/kg) に関する評価を実施した。パネルは、現行の MPLs に基づく暴露量と比べて、追加申請された使用拡大を含めた場合でも推定される暴露量に変化はなく、安全上の懸念が生じることはありそうにないと結論した。また、現行の MPLs に基づく保守的な推定により生じている不確実性を減らすための詳細暴露評価を行うよう勧める。

5. 健康強調表示関連

● SYN BIO® (*Lactobacillus rhamnosus* IMC 501® と *Lactobacillus paracasei* IMC 502® の配合) と正常な排便の維持に関する健康強調表示の立証についての科学的意見
Scientific Opinion on the substantiation of a health claim related to SYN BIO®, a combination of *Lactobacillus rhamnosus* IMC 501® and *Lactobacillus paracasei* IMC 502®, and maintenance of normal defecation pursuant to Article 13(5) of Regulation (EC) No 1924/2006

EFSA Journal 2015;13(5):4095[12 pp.]. 13 May 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4095.htm>

因果関係は立証されなかった。

- コーヒーC21 (カフェオイルキナ酸・トリゴネリン・N-メチルピリジニウムで規格化したコーヒー) と自然発生する DNA 鎖切断の減少による DNA 傷害の削減に関する健康強調表示の立証についての科学的意見

Scientific Opinion on the substantiation of a health claim related to coffee C21, a coffee standardised by its content of caffeoylquinic acids, trigonelline and N-methylpyridinium, and reduction of DNA damage by decreasing spontaneous DNA strand breaks pursuant to Article 13(5) of Regulation (EC) No 1924/2006

EFSA Journal 2015;13(5):4099[12 pp.]. 13 May 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4099.htm>

因果関係は立証されなかった。

- ビタミン D と免疫系の正常な機能への寄与に関する健康強調表示の立証についての科学的意見

Scientific Opinion on the substantiation of a health claim related to vitamin D and contribution to the normal function of the immune system pursuant to Article 14 of Regulation (EC) No 1924/2006

EFSA Journal 2015;13(5):4096[7 pp.]. 13 May 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4096.htm>

ビタミン D は免疫系の正常な機能に寄与する。対象は 3～18 歳の子供とすること。当該年齢群におけるビタミン D の耐容最大摂取量はすでに設定されている。

- FRUIT UP®と食後血糖反応の低下に関する健康強調表示の立証についての科学的意見

Scientific Opinion on the substantiation of a health claim related to FRUIT UP® and a reduction of post-prandial blood glucose responses pursuant to Article 13(5) of Regulation (EC) No 1924/2006

EFSA Journal 2015;13(5):4098 [12 pp.]. 13 May 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4098.htm>

イナゴマメ (*Ceratonia siliqua* L.) の鞘 (通称キャロブ) の水抽出物である FRUIT UP® と食後血糖反応の低下の因果関係は立証されなかった。食品中のグルコースを果糖に置き換えると食後血糖反応の低下に確実な効果がある。

- ザクロ絞りかすエキスとナンキョウソウ(大ガランガル)根茎粉の配合と精液の運動型精子数の増加に関する健康強調表示の立証についての科学的意見

Scientific Opinion on the substantiation of a health claim related to a combination of

pomegranate pomace extract and greater galangal rhizome powder and an increase in the number of motile spermatozoa in semen pursuant to Article 13(5) of Regulation (EC) No 1924/2006

EFSA Journal 2015;13(5):4097 [16 pp.]. 13 May 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4097.htm>

因果関係は立証されなかった。

- ***Bifidobacterium bifidum* CNCM I-3426 と上気道の病原体への防御に関する健康強調表示の立証についての科学的意見**

Scientific Opinion on the substantiation of a health claim related to *Bifidobacterium bifidum* CNCM I-3426 and defence against pathogens in the upper respiratory tract pursuant to Article 13(5) of Regulation (EC) No 1924/2006

EFSA Journal 2015;13(5):4094[9 pp.]. 13 May 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4094.htm>

因果関係は立証されなかった。

6. 飼料添加物関連

- **七面鳥用、マイナー家禽種の肥育・産卵飼育・交配用飼料添加物としての Rovabio® Spiky (エンド-1,4-β-キシラナーゼ及びエンド-1,3(4)-β-グルカナーゼ)の安全性と有効性に関する科学的意見**

Scientific Opinion on the safety and efficacy of Rovabio® Spiky (endo-1,4-beta-xylanase and endo-1,3(4)-beta-glucanase) as a feed additive for turkeys and minor poultry species for fattening or reared for laying or breeding

EFSA Journal 2015;13(5):4106[9 pp.]. 19 May 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4106.htm>

肥育用七面鳥への耐性試験の結果、推奨の使用条件下で安全である。3つの有効性試験の結果、この添加物は最小推奨量で肥育用七面鳥に有効な可能性がある。これらの結論が、交配育成用七面鳥に拡大された。FEEDAP パネルは、同じ使用条件下でマイナー家禽種の肥育用、産卵育成用、交配育成用に安全で有効だとする以前の結論を確認した。

- **産卵鶏及びマイナー産卵家禽種用飼料添加物としての AGal-Pro BL/BL-L (α-ガラクトシダーゼ及び エンド-1,4-β-グルカナーゼ)の安全性と有効性に関する科学的意見**

Scientific Opinion on the safety and efficacy of AGal-Pro BL/BL-L (alpha-galactosidase and endo-1,4-beta-glucanase) as a feed additive for laying hens and minor poultry species for laying

EFSA Journal 2015;13(5):4107 [11 pp.]. 19 May 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4107.htm>

FEEDAP パネルは AGal-Pro BL/BL-L を最大推奨量で産卵鶏に安全で有効だと結論し、その結論を産卵用マイナー家禽種に外挿した。提出データは最小提案量での有効性を認めていない。

● 英国 食品基準庁 (FSA : Food Standards Agency) <http://www.food.gov.uk/>

1. 2015年6月2日までチアシードについての意見募集

Views wanted on chia seeds by 2 June 2015

12 May 2015

<http://www.food.gov.uk/committee/acnfp/news-updates/news/2015/13946/views-wanted-on-chia-seeds-by-2-june-2015>

Teoli Mexican Specialty Foods Ltd 社からの、南米産チアシードがオーストラリア産チアシードと「同等」であることについての簡略法による確認申請について意見を募集する。

2. Wine Society はボトルが割れる可能性があるため Prosecco ワインをリコール

The Wine Society recalls The Society's Prosecco wine because the bottles might shatter

19 May 2015

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2015/13983/the-wine-society-recalls-the-society-s-prosecco-wine-because-the-bottle-might-shatter>

3. FSA 理事会のペーパー発表

FSA Board meeting papers published

22 May 2015

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2015/13991/fsa-board-meeting-papers-published>

2015年6月3日の理事会の議題とペーパー発表。議題は食肉処理場の監査や動物の福祉など。

* FSA completes review of animal welfare standards in slaughterhouses

22 May 2015

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2015/13990/fsa-completes-review-of-animal-welfare-standards-in-slaughterhouses>

内容について理事会で検討される。

● 英国健康安全局 (HSE : Health and Safety Executive)

<http://www.hse.gov.uk/index.htm>

1. PRiF (Pesticide Residues in Food) : 2016 計画

2016 Programme

http://www.pesticides.gov.uk/guidance/industries/pesticides/advisory-groups/PRiF/PRiF_Results_and_Reports/2016_Programme

英国 CRD (Chemicals Regulation Directorate) は、2016 年の食品中の残留農薬モニタリング計画案で対象となる食品について 6 月 19 日まで意見を募集している。提案されている食品は、英国環境・食料・農村地域省 (Defra) の食品中の残留農薬 (PRiF) に関する専門家委員会で検討されたもので、動物性製品 8 種、穀類製品 4 種、果実・野菜類 20 種、その他 10 種、乳児用食品である。

* PRiF Meetings

http://www.pesticides.gov.uk/guidance/industries/pesticides/advisory-groups/PRiF/PRiF+Meetings/PRiF_Meetings.htm

(専門家委員会の報告書を PDF でダウンロード可能)

● 英国 NHS (National Health Service、国営保健サービス)

<http://www.nhs.uk/Pages/HomePage.aspx>

1. Behind the headlines

オレンジジュースが脳のパワーを増やすことは証明されていない

No proof orange juice boosts brain power

Monday May 18 2015

<http://www.nhs.uk/news/2015/05May/Pages/No-proof-orange-juice-boosts-brain-power.aspx>

「毎日オレンジジュースを飲むことは高齢者の脳のパワーを強化することが研究でわかった」と Mail Online が報道した。メディアの期待できる言葉とは違って、この見出しの元になった小規模研究は高齢者が 2 ヶ月間オレンジジュースを飲んでも脳のパワーに気がつくほどの差が出るという強力な根拠にはならない。この研究は 37 人の健康な成人に毎日 8 週間オレンジジュースまたはオレンジスカッシュを飲んでもらい、次に別の飲み物を同じ期間飲んでもらった。100%オレンジジュースの方がフラボノイドが多い。8 週間の前後で認知機能検査を行ったところ、どちらの飲料でも変化や差はなかった。次に研究者らは検査結果を組み合わせて統計解析を行い、全体的認知機能 (全ての検査結果の合計) がスカッシュよりジュースで良いという有意な結果を得た。しかしパターンは説得力があるものではなく決定的根拠とはならない。

-
- ドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR : Bundesinstitut für Risikobewertung)
<http://www.bfr.bund.de/>

1. EU の委員会は植物保護製品の有効成分評価の重要問題について議論する

EU Commission discusses critical issues in the assessment of the active substances
in plant protection products

13.05.2015

<http://www.bfr.bund.de/cm/349/eu-commission-discusses-critical-issues-in-the-assessment-of-the-active-substances-in-plant-protection-products.pdf>

EU 委員会が EFSA、ECHA、加盟国、企業や NGO 関係者を招いて 2015 年 4 月 24 日に農薬評価における重要な問題について対話するイベントを開催した。当局の独立性、基本的評価基準、評価方法などについて議論した。

最初のトピックは農薬認可の際の研究は企業が行うことについての利益相反の問題で、認可の透明性確保も含む。製品の安全性の根拠を提供する責任があるのは企業のみであることが指摘された。専門家の独立性については利益相反開示などの各種の仕組みが説明された。申請者が提出する試験の質はいわゆる Klimisch スコアで評価するのが一つの方法であるがさらに発展を検討する。がん原性や生殖毒性、いわゆる「低用量影響」についての議論が熱心になされた。現時点では毒性試験項目の一般的拡大は必要だとは考えられていないが、検討は必要である。また製剤に同時に使用されているものの性質の評価についても議論された。

* 報告書 : 以下のサイトに掲載予定

Advisory Group: Food Chain and Animal and Plant Health

http://ec.europa.eu/dgs/health_food-safety/dgs_consultations/working_groups_2015_en.htm

2. 葉酸塩と葉酸に関する FAQ

Frequently asked questions about folate and folic acid

2. April 2015

http://www.bfr.bund.de/en/frequently_asked_questions_about_folate_and_folic_acid-70348.html

「folate (葉酸塩)」という用語は、ヒトの健康に必須の水溶性ビタミンを指す。このビタミンはヒトの体の多くの代謝過程で役割を果たすので、私達は食品から適量補充しなければならない。葉酸化合物は、緑キャベツ、ノジシャ、卵などの植物や動物由来の食品に天然に存在する。合成で生産される葉酸は「folic acid (葉酸)」と呼ばれる。葉酸は食品サプリメントや食品の栄養強化に使用される。妊娠を望む、あるいは妊娠するかもしれない女性や妊娠中の初期 3 か月の女性は、子供の神経管欠損 (二分脊椎) のリスクを減らすこ

とができるので、葉酸塩の多い食事に加えて食品サプリメントの形の葉酸を取るよう助言される。BfR は葉酸塩と葉酸に関する以下の重要な FAQ をまとめた。

(注：この記事紹介では、本文中の folate と folic acid を区別するために、folate を葉酸塩、folic acid を葉酸、とすべて和訳することにした)

葉酸塩 (folate) とは？

葉酸塩はヒトの健康に必須の水溶性のビタミンの総称である。この名前は、ビタミンが最初に緑葉野菜に発見されたためラテン語の「folium」(葉)に由来する。食品は様々な異なる葉酸化合物(folates)を含む。

何故体は葉酸塩を必要とするのか？

食品と一緒に摂取した葉酸塩は体内で活性形のテトラヒドロ葉酸に変わる。この活性形では、葉酸塩は1つの炭素原子(C1 グループ)の分子構造の伝達者として多くの代謝過程に関与する。中でも葉酸塩はプリンやチミジル酸合成に必要とされ、従って DNA 合成に必要である。この機能のため、このビタミンは細胞分裂と成長過程には特に重要である。

葉酸 (folic acid) とは？

人工的に作られたビタミン葉酸塩は「葉酸 folic acid」と呼ばれる。葉酸は食品サプリメント、強化食品、あるいは医薬品に利用されている。

葉酸塩相当量 (folate equivalents) とは？

食品由来葉酸塩と合成葉酸は、異なる率で体内で活性物質「テトラヒドロ葉酸」の形に変換される。光、熱、酸素への感受性における違いもある。これはヒトの体は葉酸を利用できるのと同じようには食品由来葉酸塩を利用できないことを意味する。生物学的利用能のこれらの違いを考慮して、葉酸塩と葉酸の濃度は葉酸塩相当量として明記されている。

1 マイクログラム葉酸塩当量は、食事由来葉酸塩の1 マイクログラムあるいは合成葉酸の0.5 マイクログラム (空腹時摂取の場合) または葉酸 0.6 マイクログラム (他の食品と一緒に摂取した場合) に相当する。

葉酸塩は天然にどの食品に存在している？

葉酸塩は、動物と植物由来食品に天然に存在する。ホウレンソウなどの葉菜類、ある種のキャベツや各種フルーツ、豆類と全粒穀物シリアル製品、卵黄、肝臓は良い摂取源である。小麦胚芽、ダイズは特に豊富である。

葉酸塩は水溶性であり、光と熱に敏感なことに注意すべきである。そのため食品の調理や保管中に損失が生じることがある。葉酸塩の損失を最小限にするために食品は丁寧に準備すべきである。

人が摂取すべき葉酸塩と葉酸塩当量はどのくらい？

ドイツ栄養協会(DGE)は葉酸塩当量の年齢別基準値を定義し、成人や青年と13歳以上の子供の一日の摂取量に300 マイクログラムを推奨する。妊婦と授乳中の女性はより多くの量を必要とし、推奨摂取量は一日あたりそれぞれ550と450 マイクログラムである。

葉酸塩当量の食事からの推奨摂取量に加え、妊娠を希望する、あるいは妊娠する可能性

のある女性は一日当たり 400 マイクログラムの合成葉酸を補給するサプリメントをとるべきである。それにより先天性欠損症（神経管欠損）のリスクを減らすことができる。摂取は少なくとも妊娠の 4 週間前から開始し、妊娠初期 3 か月の終わりまで続けるべきである。

DGE は年齢別摂取推奨量の詳しい概要を発表した。

<http://www.dge.de/wissenschaft/referenzwerte/folat/>

なぜ女性は妊娠前や妊娠の初期 3 か月間に葉酸を補うよう助言されるのか？

妊婦の葉酸の摂取は先天性奇形(神経管欠損)のリスクを減らせると研究は示している。女性は少なくとも妊娠する 4 週間前から葉酸サプリメントを取り始め、初期 3 か月が終わるまで取り続けるべきである。

ドイツでは最大 50%の妊婦が計画妊娠ではないので、葉酸を取り始める正しい時期を選ぶのは特に難しい。出産可能な年齢の女性はそれゆえ葉酸塩の豊富な食事を選び、正しく葉酸塩の補給を確保するためにいつも気を配るべきである。

神経管欠損の子供をすでに生んでいたり、この種の欠損により中絶した女性の場合、将来神経管欠損のリスクは特に高い。このような女性が別の子供をほしいと望む場合は医者に相談するべきである。

女性はなぜ妊婦になる前に葉酸を取り始めるべきなのか？

中枢神経系(脳と脊髄)が発達するもとなる神経管は妊娠初期 4 週間の間に形成される、言い換えれば多くの女性が妊娠したことをまだ知らない段階である。神経管の完全な閉鎖は通常妊娠 4 週目の終わりに向けて起こる。この閉鎖が行われなかったり部分的であると、これが「神経管欠損」と呼ばれる。最もよく知られているこの種の欠損は二分脊椎である。

ドイツでは神経管欠損は妊娠 1000 件ごとに 1~2 件生じると推測されている。これには多くの原因がある。だが研究が示すように、神経管の閉鎖の重要な局面の前や途中で葉酸を摂取するとそのリスクを減らすことができる。神経管が閉じるときまでに効果的な葉酸濃度を確保するために、女性は妊娠する前 4 週間当たりから葉酸サプリメントを摂り始めるべきである。

食事からドイツ栄養協会が推奨する葉酸塩量を摂取することは可能か？

通常ドイツ栄養協会が推奨する葉酸塩量は、たくさんの野菜、豆類、全粒粉製品を含むバランスのとれた様々な食品により補給できている。妊娠・授乳中に推奨される増加量(一日当たり 550 または 450 マイクログラム)は適切な食事でもカバーできるが、その時には葉酸塩の特に豊富な食品を注意深く選ぶことが必要である。

次の概要では選んだ食品の通常の消費量から摂取できる葉酸塩量を表にした。(出典：Souci-Fachmann-Kraut, 2013)：

緑のキャベツ(調理済み、150g) 147 µg

小麦ふすま(調理済み、40 g) 78 µg

マーシュ(50 g) 73 µg

レンズマメのシチュー(720 g) 72 µg

煎ったピーナッツ(50 g) 63 µg

ブロッコリー(蒸したもの、100 g) 39 µg

鶏卵 (卵1個、60 g) 35 µg

オレンジ(150 g) 33 µg

ハードチーズ(30 g) 32 µg

混合小麦パンとライ麦/小麦パン(50 g) 17 µg

ドイツ人は適切に葉酸塩を摂取しているか？

全国栄養調査 II (NVS II)のデータによると、ドイツ人の成人の 50%以上が 300 マイクログラム葉酸塩当量の推奨一日摂取量に達していない。

だが、食品摂取に関するデータは、人々の葉酸塩の現状に関して信頼できるものではないことに注意すべきである。問題の一つは、栄養強化された食品の摂取と食品サプリメントの使用が調査では確実に記述されておらず、実際の摂取量が過小評価された結果となっていることである。

リンパ液や赤血球葉酸のようなバイオマーカーは葉酸塩の状態を評価するための良い指標である。1998年のドイツ健康聞き取り調査では、特に妊娠可能年齢の女性のこれらの指標が測定された。女性は推奨摂取量に達していなくても、バイオマーカーの分析では「不十分」だと分類されるのは 5%未満であることをこの研究は示した。ドイツの成人と子供の葉酸塩状態に関する入手可能なデータは現在のところない。

葉酸塩状態を改善するために葉酸サプリメントの使用や葉酸強化食品を食べることは賢明か？

一般人に対しては不足の根拠がある場合にのみ、葉酸サプリメントの摂取が推奨される。適切な摂取量を超えた葉酸サプリメントの恩恵には科学的証拠はない。しかし、妊娠したい、あるいは妊娠するかもしれない女性は少なくとも前 4 週間から妊娠初期 3 か月の終わりまでの期間中葉酸サプリメント(一日当たり 400 マイクログラム)を使用するよう助言する。

朝食用シリアル、乳製品、塩、ソフトドリンクなど、葉酸を強化した多くの食品がドイツで市販されている。ある場合には、これらの食品は適切な葉酸塩状態の保証に向けて十分である。たとえば 2g(ティースプーン半分)の葉酸強化食塩は 200 マイクログラムの葉酸を提供する。これは葉酸塩当量の 340 マイクログラムに相当する一ドイツ栄養協会が成人に推奨する 300 マイクログラムの一日摂取量を上回る量である。だが、食習慣とある種の食品を選ぶ理由は広く異なる。栄養強化された食品はそのため人々の葉酸と葉酸塩相当の摂取の制御されない増加につながる。これらの製品は従って葉酸塩供給を改善する効果的な手段としてふさわしくない。

葉酸塩欠乏の健康に関する影響は？

慢性の葉酸塩不足は巨赤目球性貧血につながる可能性がある。さらに、DNA 合成におけるこのビタミンの重要性は細胞分裂に悪影響する可能性があることを意味し、これは特に骨髄と消化管の急速に分裂する細胞に悪影響の可能性がある。

妊娠中に葉酸塩の供給が不十分だと、まだ生まれない子供の健康と発達に関してマイナス効果を持つ可能性がある。

葉酸塩と葉酸の大量摂取は健康にどのような影響があるか？

通常の食事からの葉酸塩の摂取による望まない影響は今日まで観察されていない。また、妊娠前や妊娠中に一日あたり 400 マイクログラムの葉酸推奨量は女性に安全だと現在の情報は示している。もしも葉酸の摂取量が 1000 マイクログラムを超過したら、ビタミン B12 不足が原因で起こる神経系の変化を隠す。その結果として、欧州食品安全機関 (EFSA) は成人に 1000 マイクログラムの安全な摂取量上限(UL)を、子どもには適切に低い摂取量を定めた。ビタミン B12 不足は、とりわけ食品からビタミン B12 を効果的に吸収できない老人と菜食主義者に見られる。絶えず UL を超える葉酸摂取は健康上の望まない影響のリスクを増す。

BfR の助言は？

BfR は全ての消費者に天然の葉酸塩が豊富な食事をとることを推奨する。葉酸塩の豊富な食事は特に妊娠中と授乳中の女性に重要である。

BfR は子供を作りたいと願う女性と妊娠初期 3 か月の女性は葉酸サプリメントを使用すべきだと推奨する (一日あたり 400 マイクログラム)。医者、助産婦、薬剤師は、葉酸の影響に関する的確な情報を絞った情報と助言を提供すべきである。

●アイルランド食品安全局 (FSAI : Food Safety Authority of Ireland)

<http://www.fsai.ie/index.asp>

1. 食品のマーケティング用語の使用についての新しいガイダンス

New Guidance for the Use of Food Marketing Terms

Thursday, 14 May 2015

https://www.fsai.ie/news_centre/press_releases/marketing_terms_14052015.html

FSAI は消費者が食品のマーケティング用語に惑わされないようにするための新しいガイダンスを発表した。このガイダンスは FSAI、業界、消費者団体との相談を経たもので、食品事業者が守るべき一般的事項と、特定の用語 (職人による、田舎風、伝統的、ナチュラル) の使用についての合意を提供する。

ガイダンス本文は本ウェブサイトにて PDF ファイルでダウンロード可能。

Guidance Note: The Use of Food Marketing Terms

https://www.fsai.ie/publications_food_marketing_terms/

- 米国食品医薬品局（FDA : Food and Drug Administration） <http://www.fda.gov/>,

1. FDA は動物の抗菌剤販売と使用データを集める規則を提案

FDA proposes rule to collect antimicrobial sales and distribution data by animal species

May 19, 2015

<http://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm447244.htm>

ー医学的に重要な抗菌剤の賢明な使用を確保するさらなる努力のための追加データー
主要食用動物（牛、ブタ、鶏、シチメンチョウ）用の動物用医薬品の販売推定を得るために、動物用医薬品企業に全ての抗菌剤の販売データを求める規則を提案した。

2. 警告文書

- Goyenette Dairy, Albert 4/27/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm445410.htm>

食用に販売された乳牛の残留動物用医薬品デスフロイルセフチオフル、フルニキシシ。

- Novartis Animal Health US Inc 5/4/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm446201.htm>

動物用医薬品 Denagard® plus CTC®の宣伝が認可された内容と異なる。

- Pick and Pay Inc dba Cili Minerals 5/8/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm446541.htm>

リチウム、ゲルマニウム、ADD-Ease などのダイエタリーサプリメントを精神疾患などの各種治療用に宣伝して販売していることが未承認新規医薬品に該当する。さらに CGMP 違反など各種違反あり。

-
- 米国農務省（USDA : Department of Agriculture）

<http://www.usda.gov/wps/portal/usdahome>

1. ARS

ミツバチの調査：冬の消失は少なく、夏の消失は多く、年間総消失は増えた

Bee Survey: Lower Winter Losses, Higher Summer Losses, Increased Total Annual Losses

By Kim Kaplan May 13, 2015

<http://www.ars.usda.gov/is/pr/2015/150513.htm>

2014～2015年冬の管理下のミツバチコロニーの消失は23.1%だったが、初めて夏の方が冬より多く、年間総計で42.1%だった。原因は明らかではない。

2. AA Poultry Processing 社は未承認物質の使用により鶏及び七面鳥製品をリコール AA Poultry Processing, LLC Recalls Chicken and Turkey Products Due to Use of Unapproved Substance

May 14, 2015

<http://www.fsis.usda.gov/wps/portal/fsis/topics/recalls-and-public-health-alerts/recall-case-archive/archive/2015/recall-079-2015-release>

家禽の加工時に使用が認められていないトリクロロ-S-トリアジントリオン汚染のため。

●米国消費者製品安全委員会（CPSC：Consumer Product Safety Commission）

<http://www.cpsc.gov/>

1. 連邦判事は Zen Magnets に危険な回収対象磁石の販売を止めるよう命令

Federal Judge Orders Zen Magnets to Stop Selling Dangerous Recalled Magnets

May 15, 2015

<http://www.cpsc.gov/en/Newsroom/News-Releases/2015/Federal-Judge-Orders-Zen-Magnets-to-Stop-Selling-Dangerous-Recalled-Magnets/>

CPSC が危険性を指摘していた強力磁石セットについて、連邦判事は、回収対象製品がその後も販売されているのは違法に当たるとして販売業者に対し販売を中止するよう命令した。

*参考：食品安全情報（化学物質）No. 20/2014（2014.10.01）参照

【CPSC】CPSC は子どもやティーンエイジャーを守るため、強力磁石セットの安全性基準を強化

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2014/foodinfo201420c.pdf>

強力磁石セットは平均 200 個ほどの磁石を含み、複数個を飲み込むと消化管を挟んでくっつき重大な傷害や死亡につながる可能性がある。CPSC の分析によると、強力磁石セットで生後 19 ヶ月の女児が死亡し、2009～2013 年の間に 2,900 件の緊急治療が必要な怪我につながったと想定される。そのため CPSC はこの不当なリスクに対応するための安全基準が必要だと結論した。

●米国連邦取引委員会（FTC：Federal Trade Commission）

<http://www.ftc.gov/index.shtml>

1. FTC はサプリメントで 40 才以上の女性の減量、脂肪減少、代謝向上すると誤解を招く主張をしていた販売業者を訴える

FTC Charges Marketers with Misleading Claims That Their Supplement Causes

Weight Loss, Fat Loss, and Increased Metabolism in Women Over Forty

May 12, 2015

<https://www.ftc.gov/news-events/press-releases/2015/05/ftc-charges-marketers-misleading-claims-their-supplement-causes>

Lunada Biomedical 社に対し、ダイエットサプリメント「Amberen」の根拠のない宣伝を禁止する命令を裁判所に求めた。2010 年から 2013 年の間に全国で約 6,500 万ドルを売り上げている。

Lunada 社は「40 才以上の女性の持続的減量が臨床的に証明されたたった一つの製品」などと宣伝していたが、2001 年にロシアの開発者が行った試験は減量を調べておらず、その後の試験では対照群との有意差がなかった。また「93%の顧客が満足」という宣伝についても虚偽であり、この製品で効果があったと書いているブロガーを含む何人かの推薦人については関係を開示しなかった。さらに「30 日間無料お試し」についても、実際には 90 日分を一旦購入し、送付されてきた 60 日分の未開封の箱を自費で 30 日以内に返送しなければならず、多くの場合消費者は支払った 90 日分のお金を取り戻せない。

2. FTC はサボテンジュース詐欺の被害者に 300 万ドルを返却

FTC Returns \$3 Million to Consumers in Cactus Juice Scam

May 15, 2015

<https://www.ftc.gov/news-events/press-releases/2015/05/ftc-returns-3-million-consumers-cactus-juice-scam>

FTC は総額 300 万ドルの約 50 万の小切手を、根拠のないサボテンベースの Nopalea ダイエットサプリメントでお金を失った消費者に郵送している。

*参考：食品安全情報（化学物質）No. 16/ 2014（2014. 08. 06）参照

【FTC】サボテンジュースの販売者は病気を治療できるとの詐欺的宣伝により消費者への返金として 350 万ドルを支払う

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2014/foodinfo201416c.pdf>

● カナダ食品検査庁（CFIA : Canadian Food Inspection Agency）

<http://www.inspection.gc.ca/english/toce.shtml>

1. 食品表示を改善し食品表示システムを近代化するための意見募集

Collecting feedback to improve food labels and modernize the food labelling system

May 22, 2015

<http://news.gc.ca/web/article-en.do?nid=978909>

2015 年 6 月 30 日まで CFIA のウェブサイトですオンライン調査を実施する。

以下のウェブサイト参照。

<http://www.inspection.gc.ca/food/labelling/eng/1299879892810/1299879939872>
<http://inspection.sondages-surveys.ca/surveys/CFIA-ACIA/food-labelling/?l=en>

- オーストラリア・ニュージーランド食品基準局
(FSANZ : Food Standards Australia New Zealand)
<http://www.foodstandards.gov.au/>

1. 食品基準通知

Notification Circular 09-15

25 May 2015

<http://www.foodstandards.gov.au/code/changes/circulars/Pages/NotificationCircular09-15.aspx>

残留農薬・動物用医薬品の暫定最大基準値、健康と栄養強調表示基準に関する改定案に意見募集など。

- オーストラリア TGA (TGA : Therapeutic Goods Administration)
<http://www.tga.health.gov.au/index.htm>

1. 安全性警告

Niuhuang Jiedu tablets, high strength - bottle of 60

18 May 2015

<http://www.tga.gov.au/alert/niuhuang-jiedu-tablets-high-strength-bottle-60>

喉の痛みや咳などの症状の治療用に販売されている補完医薬品である High Strength Niuhuang Jiedu 錠剤（強力牛黄解毒片）は、許容できない高濃度のヒ素を含む。

* 参考：食品安全情報（化学物質）No. 18/ 2013（2013. 09.04）参考

【MHRA】 プレスリリース：危険な漢方薬に警告

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2013/foodinfo201318c.pdf>

- 韓国食品医薬品安全処 (MFDS : Ministry of Food and Drug Safety)
<http://www.kfda.go.kr/intro.html>

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果

検査実査課/輸入食品政策課

- 2015.5.15.~2015.5.21.

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=27615>

- 2015.5.8.~2015.5.14.

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=27515>

2. 説明資料（最近一部のメディア「白首烏（ペクスオ）などの複合抽出物」の機能性認定関連）

栄養機能研究チーム 2015-05-21

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=27586>

最近一部のマスコミで報道された「白首烏など複合抽出物」の機能性認定に関して、次のように説明する。

食品医薬品安全処は、「白首烏など複合抽出物」に対する健康機能食品の機能性原料認定は、当時の健康機能食品審議委員会の諮問内容を反映して認められた。

ナチュラルエンドテックは、2008年2月、「白首烏など複合抽出物」を機能性原料に認めるための機能性資料として「エストロモンr」のヒト試験資料、「白首烏など複合抽出物」の動物・試験管試験資料などを提出した。当該資料を検討して「白首烏など複合抽出物」の機能性を確認するためにはヒト試験資料が必要であると判断し、当該会社に関連資料を要請した。その後、当該会社は「白首烏など複合抽出物」のヒト試験資料を提出した。

※エストロモンr (에스트로몬[®]): 「白首烏など複合抽出物」に海藻カルシウム、ビタミン、ミネラルなどが添加された混合物

審議委員会は、「白首烏など複合抽出物」の機能性に対する審議の中で「エストロモンr」資料に対しても審議し、「エストロモンr」は機能性の根拠があり「白首烏など複合抽出物」は機能性バイオマーカーである‘Kupperman 指数’の適切性などについての資料が必要であるという意見を提示した。

※Kupperman 指数: 11項目（顔面紅潮、発汗、不眠症、神経質など）で構成された更年期女性の症状改善を評価する方法

また指標成分である桂皮酸(Cinnamic acid)の安定性(Stablity)を確認することができる根拠が必要であるとされた。

諮問結果に基づき当該会社に資料提出を要請し、当該会社は‘Kupperman 指数’がWHOと米国国立保健院(NIH)のモノグラフなど、多数の学術誌などで女性の更年期症状改善評価指標に活用されているという資料を提出した。また桂皮酸については一貫性ある含量分析結果資料などが補完された。

従って、食薬処が審議委員会の意見を排除したり審議意見とは違うように「白首烏など複合抽出物」を機能性原料として認めたという内容は事実と違う。

3. 説明資料（ノーカットニュース「食品医薬品安全処、4年前白首烏（ペクスオ）栽培農家の異葉牛皮消（*Cynanchum auriculatum*）漢方薬認可要求を却下」の記事に関連して）
漢方薬政策課/食品基準課/毒性研究科 2015-05-14

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=27504>

ノーカットニュースが2015年5月14日に報道した「食薬処、4年前白首烏栽培農家の異葉牛皮消漢方薬認可要求を却下」記事に対して次のように解明する。

食薬処長は2005年に異葉牛皮消を漢方薬として認めて欲しいという要請を受けたが、漢方薬としての効能効果が明確に検証できなかったため漢方薬とは認めなかった。漢方薬は治療など効能効果のために服用するもので効能効果が確認されなければならない、記事が言及した文書も食薬処の公式文書ではない。従って、「消費者の健康に問題となりうる」と「異葉牛皮消漢方薬認可要求を却下した食薬処」は事実と異なる。

また食薬処は、他の国で食経験があっても明確な毒性データが確認できれば食品原料には認めない。ネパール産野生ハチミツ、センナはこれまでの研究結果から副作用が明確に確認されたので食品原料として認めない。ネパール産野生ハチミツには心血管毒素であるグラヤノトキシン(Grayanotoxin)が含まれ、韓国でこれを食べて死亡した事例が発生したため2007年12月から禁止した。その他の地域の石清（野生ハチミツ）はグラヤノトキシンが検出されないことを基準に流通が可能である。またセンナは医薬品(便秘治療剤)原料であるセンノシド(Sennoside)成分が含有されており、多くの研究で下痢、腹痛などの副作用が確認されているので食品衛生審議委員会審議を経て2009年5月から食品原料で使用を禁止している。従って、「石清やセンナなど東南アジア国家で食用に許容した作物を食薬処は認めない」との報道内容は事実と違っている。

同時に、中国南京医科大学研究結果の信頼性が不足であるという根拠は、栄養バランスを考慮するにあたり飼料中の最大投与用量は5%を超過しないようにとの国際基準を考慮したものである。OECDガイドライン407の23項では「もし試験物質を飼料で投与する場合は正常な栄養水準に影響を与えないようにしなければならない」と明示されている。しかし南京大学の研究では、飼料組成など栄養のアンバランスに関して確認できる具体的な内容が含まれていないので国際基準に適しているとは言えない。南京大学の動物実験研究結果で異葉牛皮消に毒性があると判断するには科学的根拠が不足している。

4. 説明資料（ノーカットニュース「食品医薬品安全処長が替わると異葉牛皮消も有害→無害」の記事に関連して）

危害師範中央調査団 2015-05-13

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=27485>

ノーカットニュースが2015年5月13日に報道した「食薬処長官が替わると異葉牛皮消も有害→無害」記事に対して次のように解明する。

食薬処は、2014年12月10日、混合飲料品を身長が伸びる効能があるかのように虚偽・誇大広告した会社を摘発し、報道資料を配布したことがある。その報道資料では異葉牛皮

消を使って食品を製造した会社と当該製品を虚偽・誇大広告した販売会社をそれぞれ摘発したという内容を記した。そして、報道資料には異葉牛皮消が人体にリスクとなるという内容は含まれておらず、異葉牛皮消は食品原料には使えないと説明されている。また、量刑下限制と不当利得還収制は異葉牛皮消を使った疑いで適用したのではなく、一般食品を身長が伸びる効能があると虚偽・誇大広告して罰金刑が確定された以後に同様の虚偽・誇大広告の罪を販売会社代表に適用した。

食薬処は、異葉牛皮消に対して国内では安全性の問題ではなく、食経験がなく、使用実態に対する資料がないため食品原料としての使用を認可していないという立場に変わりはない。また中国と台湾政府が異葉牛皮消を食品原料に認めており、科学的に信頼するに値する異葉牛皮消の毒性データがないこと、関連専門家諮問などを総合的に考慮すると異葉牛皮消が混入された白首烏製品の摂取による人体危害性は大きい問題にならないという判断にも変わりはない。

従って、「異葉牛皮消の‘リスク’食品について食薬処がわずか5ヶ月で立場を変えた」と言う記事内容は事実と異なる。

5. 説明資料（明日新聞「偽白首烏安全性、真実ゲーム」の記事に関連して）

毒性研究科 2015-05-12

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=27475>

明日新聞が2015年5月12日に報道した「偽白首烏安全性、真実ゲーム」記事に対して次のように説明する。

食薬処は、中国西北農林科学大の西北植物学報に2007年に掲載された「30種類植物の活性研究」論文はタバコやクララなど種々の植物の天然殺鼠剤（猫いらず）を開発する目的に遂行されたものであり、その際に異葉牛皮消は殺鼠剤の候補にはならなかったという内容の論文であったことから、この論文を異葉牛皮消の毒性として引用するのは適切ではないことを報告する。

当該論文の試験方法は国際基準の毒性試験ガイドラインと異なり、使われた飼料の種類も明確ではなく、結果も用量・反応関係、毒性標的などを含んでいないので論文の信頼性を認めることができない。中国政府が異葉牛皮消を食品原料に認めていることなどを総合的に考慮すると、この論文は異葉牛皮消の毒性研究とは無関係と判断される。

食薬処は、今後、関連食品の安全管理のために市中流通製品に対する定期的収去・検査及び異葉牛皮消の違法使用の可否に対する指導・点検を強化する計画である。

6. 日本、韓国の日本産水産物などの輸入規制措置に関連してWTOに二者協議の要請

検査実査課 2015-05-22

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&seq=27595>

日本は、2015年5月21日、日本産水産物などに対する韓国の輸入規制措置に対して世界貿易機構(WTO)紛争解決手続きによる協議を要請した。

※日本産水産物などに対する輸入規制装置：◆福島周辺 8 県すべての水産物輸入禁止、◆日本産水産物(畜産物含む)でセシウムが微量でも検出されればストロンチウム及びプルトニウムなどその他核種に対する検査証明書を追加で要求、◆食品に対する放射性セシウム基準を 370Bq/kg から 100Bq/kg を適用

韓国政府は日本の放射能安全管理に対する国民的懸念を勘案して、日本産水産物などに対して輸入規制措置を取り、国際的規範(WTO/SPS 協定)による手続きに基づいて検討手続きを進行している途中で、日本が WTO に協議を要請したことに対して遺憾の念を表明する。

政府は今後の日本側との協議手続きを進行する過程で輸入規制措置が国民の安全を考慮したものであることを十分に説明し、WTO 紛争解決手続きによって日本側が申し立てた問題に対して積極的に対応して行く計画である。

7. 「食品衛生法」など 4 つの改訂法律案及び 1 つの制定法律案の閣議通過

食品政策調整課 2015-05-12

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=2&seq=27473&cmd=v>

食品医薬品安全処は、ナトリウム含量比較表示制導入、食品接客業店の衛生状態を評価する衛生等級制導入、麻薬及び向精神性医薬品の管理強化などを主要内容にする食品・医薬品分野 4 改訂法案が国务会議を通過したと発表した。

食品分野の法令改訂事項には、▲ナトリウム含量比較表示制導入、▲飲食店衛生等級制導入、▲健康機能食品原料及び基準・規格の再評価導入、▲健康機能食品の機能性の否認定範囲規定などである。

<食品衛生法改訂>

○ 食品を製造・輸入する営業者は 2017 年 5 月から、加工食品などのナトリウム含量を類似食品のナトリウム含量と比べて消費者がわかりやすい色・形を利用して表示しなければならない。

○ 食品接客業店の衛生水準を高めるために、食品接客業店の衛生状態を評価する衛生等級制を 2017 年 5 月から導入し、衛生等級を受けた食品接客業店はこれを表示して広告することができるようになる。

<健康機能食品に関する法律改訂>

○ 消費者の食生活環境変化に伴い、いちど健康機能食品の原料及び基準・規格と認められた事項をまた検討して補う必要がある場合には来年 5 月からこれを再評価できる。再評価結果に応じて変更または取り消しも可能である。

○ 健康機能食品の機能性認定に関して、疾病の治療・予防やその他に総理令で定める機能性がある原料や成分は来年 5 月からは認められないようにした。

● インド食品安全基準局 (FSSAI : Food Safety & Standards Authority of India)

<http://www.fssai.gov.in>

1. 食品安全基準法のもと違反品のリコール

Recall of rejected products under FSS Act, 2006-reg

16th January, 2015

http://www.fssai.gov.in/Portals/0/Pdf/Recall_Letter_Amway.pdf

Nutriline cal mag-D、Nutriline ナチュラル B 錠、Nutriline 鉄葉酸錠等が食品とはみなされないものでリコールするよう求めていたがその結果を報告するように、という文書。

● その他

食品安全関係情報（食品安全委員会）から

(食品安全情報では取り上げていない、食品安全関係情報に記載されている情報をお知らせします。)

- フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)、仏領ギアナにおけるキャッサバの塊根とその加工食品の鉛汚染の現状に関する科学技術報告を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04250010475>
- スペインカタルーニャ州食品安全機関(ACSA)、カタルーニャ州におけるトータルダイエットスタディ報告書 2012 年のヒ素に関する状況を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04250040373>
- 台湾衛生福利部食品薬物管理署、市場に流通する野菜・果物類中の重金属検査の結果を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04250050493>
- フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)、マラチオンを 2A(ヒトに対しておそらく発がん性がある)に分類した IARC の見解に関する意見書
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04250380475>
- 台湾衛生福利部食品薬物管理署、シロバナヨウシュチョウセンアサガオの誤食による中毒が発生した旨公表、市民に注意喚起
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04250710493>
- フランス衛生監視研究所(INVS)、2011～2013 年サントル・ヴァル・ド・ロワール地域におけるキノコ中毒の監視結果を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04250720343>
- フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)、関節痛のサプリメント摂取による肝炎の症例に関する報告書
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04250910475>
- フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)、スパイスに含まれるアーモンドとピーナッツのアレルゲンに関する報告書を公表

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04250930475>

- 台湾衛生福利部食品藥物管理署、日本から輸入される食品に産地証明書の添付を義務付ける旨公表

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04251000493>

- スペインカタルーニャ州食品安全機関(ACSA)、報告書「牛乳の喫食によるヨウ素ばく露に関するリスク評価」を公表

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04251110373>

- 台湾衛生福利部食品藥物管理署、根拠のない噂を打ち消すための専用サイトを開設した旨公表

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04251150493>

ProMED-mail

- タリウム中毒－レバノン：シリアから

Thallium poisoning - Lebanon: ex Syria

2015-05-12

<http://www.promedmail.org/direct.php?id=3356326>

[1]Date: Fri 8 May 2015 Source: Daily Star [edited]

レバノン保健省は 2015 年 5 月 8 日に、タリウム汚染のある菓子を食べて中毒になった 14 人中 3 人のシリア人がレバノンで治療を求めていると述べた。シリア人は 2015 年 4 月にシリアでもらった maamoul (デーツとピスタチオやクルミ入りのショートブレッド) を食べて発症した。検査の結果、タリウム中毒と確認された。Maamoul からもタリウムが検出されている。

[2]Date: Fri 8 May 2015 Source: Lebanon News [in Arabic, trans. by Mod.MM, edited]

レバノン公衆衛生省は、シリアの Dir Migrim 地域で 5 月の初めに贈り物としてもらったケーキ maamoul を食べてタリウム中毒になった 14 症例を報告した。患者の多くは神経症状、腹部や胸や筋肉の痛み、脱毛、かゆみ、めまいなどを訴えている。3 人はレバノンの病院に入院した。

- 中毒、ダイエット錠剤－中国から英国：致死性

Poisoning, diet pills - UK ex China: fatal

2015-05-17

<http://www.promedmail.org/direct.php?id=3368465>

Date: 13 May 2015 Source: DailyMail.co.uk [edited]

中国の複数企業が世界で 60 人もの人を死亡させた有毒なダイエット錠剤 DNP (2,4-ジニトロフェノール) を販売している。

英国で原料サプリメントを販売しようとするビジネスマンを装った覆面レポーターに対して、中国の企業が、大量の DNP を販売することに合意した。さらに通関のための偽装工

作など、どのように密輸するかについても助言した。警察は 2015 年 4 月に 21 才の女性が死亡した件をまだ捜査中である。

Zhengzhou PanPan Chemical Co Ltd 社は、MailOnline の調査員に対し販売すると述べて通関のために包装を変えることを提案した。Beijing Herbal Health Biotech Limited Liability Company 社は、30kg を 840 米ドルで提案された。その中国のセールスマンは自分の会社が DNP を米国や欧州、おそらく英国にも既に輸出していると自慢していた。

*参考：食品安全情報（化学物質）No. 2/2014（2014.01.22）参照

【NHS】Behind the headlines：恐ろしい DNP「ダイエットドラッグ」に新たな警告
<http://www.nhs.gov.uk/hse/food-info/foodinfonews/2014/foodinfo201402c.pdf>

● 鉛中毒 ナイジェリア：(NI)子ども、致死性

Lead poisoning - Nigeria: (NI) children, fatal

2015-05-19

<http://www.promedmail.org/direct.php?id=3371142>

Date: Mon 18 May 2015 Source: Star Africa, African Press Agency (APA) report [edited]

ナイジェリア北部 Niger 州 Rafi 地方政府地域の Madaka 地区 Angwan Maijero と Angwan Karo において、約 28 人の子どもが鉛中毒で死亡した。連邦鉱鋼業開発大臣が 5 月 17 日に発表した声明によると、鉛中毒には違法な鉱業が関係している。報告書では対策についても扱っている。

以上

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室